

(報道発表資料)

令和7年3月17日
京都市上下水道局

担当 総務部企業力向上推進室
総務部職員課
電話 075-672-7757
(総務部企業力向上推進室)

上下水道局職員の収賄容疑事案及び同事案に関する調査・検証結果を踏まえた 公営企業管理者上下水道局長の給与の自主返納と職員の懲戒処分等について

上下水道局職員の収賄容疑事案及び同事案に関する調査・検証結果を踏まえ、公営企業管理者上下水道局長の給与について、その一部を自主返納することといたしました。

また、同調査・検証により発覚した不適切な事務処理等の非違行為について、当該事案に当事者として関与した職員及び管理監督責任があった職員（計10名）に対して懲戒処分等を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 公営企業管理者上下水道局長の給与の自主返納

(1) 趣旨

上下水道局において複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案が発生したことについて、事案の重大性等を鑑み、組織の最高責任者としての責任を果たすため、給与を自主的に返納することとしたもの。

(2) 内容

給与の100分の30、3か月分

2 職員の懲戒処分等

(1) 概要

	処分内容	当事者	管理監督責任
懲戒	停職	職員①	—
	減給	職員②、③、④	—
	戒告	職員⑤	職員⑧
けん責	管理者厳重文書訓戒	職員⑥	—
	管理者厳重口頭注意	職員⑦	職員⑨、⑩

(2) 処分日

令和7年3月17日

(3) 当事者に対する懲戒処分

ア 職員①

被処分者	1 所 属 下水道部みなみ下水道管路管理センター 2 年齢・性別 64歳・男性 3 職位・職種 暫定再任用主事・下水道管路巡視作業 〔※ 事案当時の職位等 令和2年度：主任・下水道管路巡視作業（総括） 令和3年度：暫定再任用主事・下水道管路巡視作業〕
処分内容	停職15日
事案概要	<p>被処分者は、令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注する緊急工事（※1）に関して、威圧的な態度等によって、技術係（※2）に対して自らの主張通り工事を発注させることで、以下のような不適切な運用において主導的な役割を果たした。</p> <p>〔 ・ 緊急性に関する十分な検討をしなかったこと ・ 予算の裏付けもなく発注を続けたこと ・ 業者選定に関する基準を無視し、当初の先行発注（※3）に含まれていない工事を、先行発注した業者と同一の業者に対して、専決権者による確認を経ずに次々と追加で発注したこと 〕</p> <p>また、少なくとも令和2～3年度において、同センターが発注した緊急工事の元請業者に対して、直接的又は婉曲的な表現で特定の業者を下請業者として推奨する言動（以下「下請推奨」という。）を行った。</p> <p>※1 局所的な災害や事故等により必要となった復旧工事で、二次的な被害を回避するために行う工事。以下同じ。 ※2 同センターにおいて緊急工事の発注等を担当する係。事案当時、職員③及び⑤が在籍。以下同じ。 ※3 緊急対応が必要な案件について、契約書の締結に先立ち発注を行う仕組み。以下同じ。</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none">被処分者は、令和6年7月25日、収賄の容疑で京都地方検察庁から起訴され、現在公判中であるが、容疑を否認しており、その判決も確定していないため、当該収賄容疑については、処分対象事実として取り扱っていない。被処分者は暫定再任用職員であり、その任期は令和7年3月31日までであるところ、本件停職処分の期間は令和7年3月17日から同月31日までの15日間であるため、停職期間の終了とともに、任期満了により退職となるものである。

イ 職員②

被処分者	1 所属・役職 水道部水道管路建設事務所工事第2係長 2 年齢・性別 52歳・男性 3 職位・職種 係長級・指定職（技術） ※ 事案当時の所属等 下水道部みなみ下水道管路管理センター 管理係長、係長級・指定職（技術）
処分内容	減給10分の5・1日
事案概要	<p>被処分者は、令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注する緊急工事に関して、緊急性を判断する管理係（※）の係長として、技術係に対して緊急工事の発注を依頼し続け、上記アに記載の不適切な運用に関与した。</p> <p>また、少なくとも令和2～3年度において、当時の部下であった職員①が下請推奨を行った際に、これを直接制止すべき立場であったにもかかわらず、そのような適切な対応を取らなかった。</p> <p>※同センターにおいて緊急性の判断等を担当する係。事案当時、職員①及び②が在籍。以下同じ。</p>

ウ 職員③

被処分者	1 所属・役職 水道部水道管路管理センター 給水工事課（北部）担当係長 2 年齢・性別 45歳・男性 3 職位・職種 係長級・指定職（技術） ※ 事案当時の所属等 下水道部みなみ下水道管路管理センター 技術係長、係長級・指定職（技術）
処分内容	減給10分の5・1日
事案概要	<p>被処分者は、令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注する緊急工事に関して、緊急工事を発注する技術係の係長として、管理係からの緊急工事発注に関する依頼について、緊急性等の十分な検討をしないままにこれを受け入れ、緊急工事を発注し続けることで、上記アに記載の不適切な運用に関与した。</p> <p>また、少なくとも令和2～3年度において、当時の部下であった職員⑤が下請推奨を行った際に、これを直接制止すべき立場であったにもかかわらず、そのような適切な対応を取らなかった。</p>

エ 職員④

被処分者	1 所 属 下水道部下水道建設事務所 2 年齢・性別 61歳・男性 3 職位・職種 主事・現場業務（事務） ※ 事案当時の所属等 下水道部みなみ下水道管路管理センター所長 課長級・指定職（事務）
処分内容	減給10分の5・1日
事案概要	<p>被処分者は、令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注する緊急工事に関して、工事の先行発注に関する権限を有する所長として、当時の部下であった職員②及び③を支援すべき職務上の義務があったにも関わらず、そのような適切な対応を取らず、漫然と先行発注を承認し続けることで、上記アに記載の不適切な運用に関与した。</p> <p>また、少なくとも令和2～3年度において、当時の部下であった職員①及び⑤が下請推奨を行ったことについて、所属職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、このような行為を防止できなかった。</p> <p>さらに、令和2年度において、当時の部下であった元職員（令和6年12月12日付けで懲戒免職）が収賄行為に及んだことについて、所属職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、このような行為を防止できなかった。</p>

オ 職員⑤

被処分者	1 所 属 下水道部みなみ下水道管路管理センター 2 年齢・性別 62歳・男性 3 職位・職種 暫定再任用主事・下水現場技術（現場監督） ※ 事案当時の職位等 主任・下水現場技術（現場監督）
処分内容	戒告
事案概要	<p>被処分者は、令和2～3年度のみなみ下水道管路管理センターが発注する緊急工事に関して、緊急工事を発注する技術系の主任として、管理係からの緊急工事発注に関する依頼について、緊急性等の十分な検討をしないままにこれを受け入れ、緊急工事を発注し続けることで、上記アに記載の不適切な運用に加担した。</p> <p>また、少なくとも令和2～3年度において、同センターが発注した緊急工事の元請業者に対して、下請推奨を行った。</p>

(4) 当事者に対するけん責処分

○ 職員⑥及び⑦

令和4年度のみなみ下水道管路管理センターにおいて、令和3年度に発注した緊急工事のうち未精算のものを令和4年度に実施したものとして契約し、令和4年度予算で執行した以下の2名に対して、管理者名によるけん責処分を行った。

被処分者			処分内容
No	所属・役職	事案当時の所属・役職	
⑥	下水道部長	下水道部みなみ下水道 管路管理センター所長	管理者嚴重文書訓戒
⑦	下水道部みなみ下水道 管路管理センター技術係長	(同左)	管理者嚴重口頭注意

※ 職員⑥の処分については、上記事案に加えて、令和4年度において当時の部下であった元職員(令和7年1月15日付けで懲戒免職)が倫理保持義務に違反する行為に及んだことに関して、所属職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、このような行為を防止できなかったことに対する管理監督責任を問うものである。

(5) 管理監督者に対する懲戒処分

○ 職員⑧

被処分者	1 所属・役職 上下水道局次長 2 年齢・性別 59歳・男性 3 職位・職種 局長級・指定職(事務) ※ 事案当時の所属等 統括監察員(総務部長)、部長級・指定職(事務)
処分内容	戒告
事案概要	被処分者は、複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案が発生した令和2～4年度において上下水道局の服務監察及び業務監察を総括する統括監察員(総務部長)の立場にあったものであるところ、職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、このような事案の発生を防ぐことができなかった。
備考	本件処分は、上下水道局において複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案が発生したことに對して、被処分者の管理監督責任を問うものである。

(6) 管理監督者に対するけん責処分

○ 職員⑨及び⑩

職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案の発生を防ぐことができなかったことについて、事案当時に上下水道局全体及び下水道部内の服務監察及び業務監察を担当し、当該組織を管理監督すべき立場にあった以下の2名に対して、管理監督責任を問うものとして、管理者名によるけん責処分を行った。

被処分者			処分内容
No	所属・役職	事案当時の所属・役職	
⑨	主席監察員 (総務部企業力向上推進室副室長)	下水道部管理課長	管理者嚴重口頭注意
⑩	経営戦略室財務課長	主席監察員 (総務部企業力向上推進室副室長)	管理者嚴重口頭注意

(被処分者に関する補足)

- ・ 上記(4)における「令和3年度に発注した緊急工事のうち未精算のものを令和4年度に実施したのものとして契約し、令和4年度予算で執行した事案」については、被処分者である職員⑥及び⑦に加えて、令和4年度に下水道部長及び下水道部担当部長であった職員2名が当該契約行為の指示者としてそれぞれ関与しており、本来であれば処分対象者となり得るものであるが、既に退職しているため、処分対象者としては取り上げない。
- ・ また、上記(5)及び(6)における「職員に対する公務員倫理の徹底及び規範意識の浸透が不十分であったために、複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案の発生を防ぐことができなかったことに対する管理監督責任」についても、被処分者である職員⑧、⑨及び⑩に加えて、令和2～4年度に監察監(次長)、主席監察員(企業力向上推進室副室長)(上記(6)における被処分者とは別の人物)、下水道部長及び下水道部担当部長であった職員4名(下水道部長及び下水道部担当部長については、上記(4)の補足における2名と同一人物)についても、上下水道局全体及び下水道部内の服務監察及び業務監察を担当し、当該組織を管理監督すべき立場にあった職員であり、本来であれば処分対象者となり得るものであるが、既に退職しているため、処分対象者としては取り上げない。

以上